

宇部市上下水道局自動販売機設置事業者公募事務取扱要綱

平成27年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、行政財産の貸付けの方法により自動販売機を設置する場合において、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を公募により選定する際の事務取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(自動販売機設置の方法)

第2条 宇部市上下水道局の施設内に自動販売機を設置するに当たり、設置事業者を公募により選定する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置事業者に対し、行政財産である土地や建物の一部を賃貸する方法により行う。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、当該自動販売機の売上額に対して一定の料率（以下「貸付料率」という。）を乗じて得た額（消費税の課税対象となるものについては、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加算した額）とする。この場合において、当該算出した額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(契約の相手方の選定方法)

第4条 管理者は、応募者の中から宇部市上下水道局が予定する貸付料率以上で最高の貸付料率の提案をした者を設置事業者を選定する。

(賃貸借契約の締結及び賃貸借期間)

第5条 管理者は、自動販売機の設置に当たり前条により選定した設置事業者と賃貸借契約を締結する。

2 賃貸借契約の期間は、1年とする。ただし、契約日から契約日の属する年度の末日までの期間が1年に満たない場合は、契約日から同年度の末日までの間とする。

3 管理者は、公用又は公共用としての使用の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと判断したときは、公募条件を変更しないことを前提として4年を限度に契約の更新ができるものとする。

(必要経費等)

第6条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、設置事業者の負担とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか設置事業者の公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。